

No.28 令和7年2月一般質問

県政レポート

～人を活かし、人をつなぐ。そして東紀州の未来を拓く～

発行 東 ゆ た か
三重県議会議員

〒519-3204 北牟婁郡紀北町東長島 2338-3
TEL 0597-47-5228 FAX 0597-47-5239
ブログ <http://www.yutakah.com>
メール higashi-yutaka@zvtv.ne.jp



津波警戒区域指定へ 南海トラフに備え 沿岸19市町

Designating Tsunami Warning Zones: Preparing for the Nankai Trough in 19 Coastal Municipalities

東豊の質問

南海トラフ地震と津波への備えについてというところで、来年度(令和7年度)の予算に津波災害警戒区域の指定に向けた取り組みを行う予算を計上していただいています。

三重県では、津波災害警戒区域、つまりイエローゾーンの指定作業に取り組むということですが、南海トラフを想定して、津波浸水域は設定されていますが、これまで津波災害警戒区域及び特別警戒区域は設定していないということです。

津波警戒区域の指定に向けた具体的な防災対策部のスケジュール、取り組み状況についてお聞かせいただきたいと思っています。

楠田泰司 防災対策部長の答弁

県が平成25年度に実施しま

した南海トラフ地震の被害想定調査では、地震による死者が最大で約5万3000人、うち津波による死者は約4万2000人と甚大な被害が想定されております。

南海トラフ地震の切迫性は年々高まっておりまして、津波に対する住民の危機意識を醸成し、津波からの避難対策をさらに進めるためにも、津波災害警戒区域の指定をできる限り早く行いたいと考えております。

指定に当たりましては、津波防災地域づくりに関する法律によりまして市町の意見を聴くことが定められているとともに、指定後は警戒区域内の社会福祉施設や病院、学校などに避難確保計画の作成と、訓練が義務づけられることとなります。

このため、令和4年度から沿岸19市町と警戒区域指定の必要性について意見交換を重ねまして、指定に向けた準備

津波災害警戒区域等の概要

- 津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは、住民が津波から「逃げる」ことができるように、避難施設や避難路の確保や避難訓練の実施等の警戒避難体制を強化する区域。
- 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）とは、子どもや高齢者等の避難に配慮を要する方々が利用する施設（例：社会福祉施設、学校、医療施設）において、津波を「避ける」ことができるように、建築物の安全性確保の取組を行っていく区域。

「津波災害警戒区域」

イエローゾーン

II

警戒避難体制の整備

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために「警戒避難体制を特に整備すべき区域」

「津波災害特別警戒区域」

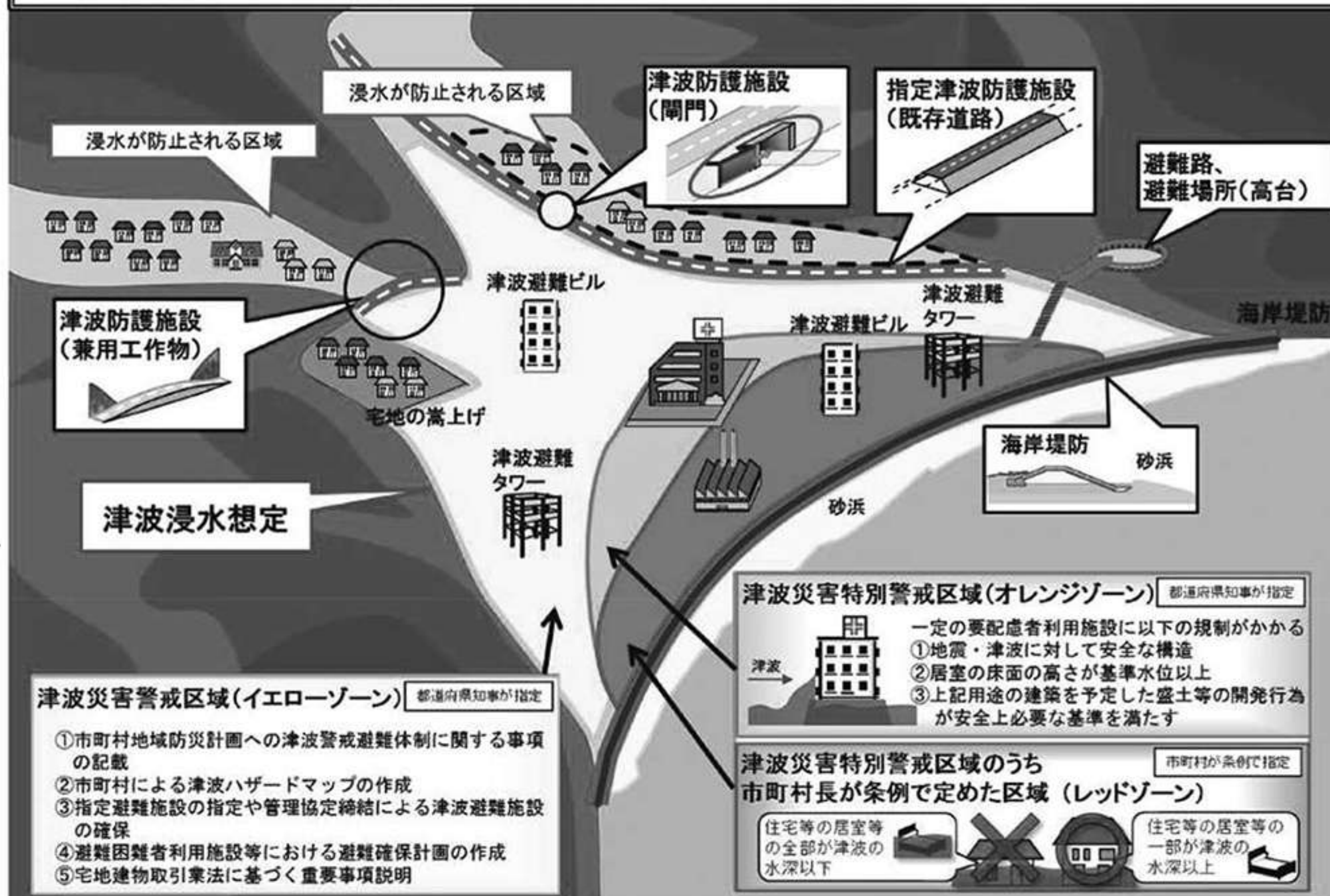
オレンジゾーン

レッドゾーン

II

土地利用規制

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、「一定の開発行為・建築を制限すべき区域」



津波災害警戒区域資料

を進めてきました。今後のスケジュールとして、令和7年度はこの新たな津波浸水想定を踏まえまして、沿岸19市町を対象とした津波災害警戒区域案を策定したいと思っております。その上で、令和8年度はこの区域案について、市町と共に住民への説明を行いまして、法律に基づく公示などの手続を進め指定を完了させたいと考えております。

避難タワーが 観光拠点 平時も使える 機能持たせ

東豊の質問

昨年12月に、平成30年に特別警戒区域指定されている伊豆市を訪問してまいりました。しかも全国で初めてオンラインゾーン、つまりイエロー



土肥地区の避難タワーの階段



伊豆市訪問

地震臨時情報が出されたときにでも、この伊豆市の土肥地区の観光客だけはキャンセルが少なかつたのとことです。仮に地震が来ても逃げられる場所がここには

から次の段階の指定を受けた伊豆市で、菊地市長に取り組み状況について聴き取りました。その後、施設を見せてもらったんですが、土肥地区という駿河湾沿いで、海水浴客やビーチイベントなどの観光客が一時的に避難し滞在できるタワー（令和6年7月完成）を見学しました。

おそらく避難者の想定は1200人程と説明を受けましたが、その人たちが一気に上がることでできるような非常に上りやすい外部階段が設置されていました。

観光や防災の機能などを併せ持った施設の整備は選択肢の一つとして一時避難だけではなく、しばらく滞在できるような、あるいは日頃から地域住民が親しめるような避難タワーが良いという明確なコンセプトを基本に建てられていました。



土肥地区の避難タワー

ちゃんとあると評価されていたということでした。平時から地域住民に親しまれ身近な存在となることで、災害時のより迅速な避難につながるタワーが必要なのではないか、と考えるところです。また、大紀町錦地区の避難タワーは平成10年に設置されています。5階建ての内部には集会所があるんです。だから、日頃も使える、地域の人たちが使える集会所、それから防災資料の展示も行っています。防災意識の啓発の提供の場として整備されています。



集会所としての役割もある錦地区の避難タワー

さらに熊野灘寄りに第2タワーが平成25年に完成しています。このような平時でも活用できる津波避難タワーについて、防災対策部長の御見解をお尋ねします。

楠田泰司 防災対策部長の答弁

津波避難タワーの利活用については、現状では市町の多くが災害はいつ起こるか分からないため、それに備えておく必要があること、そして安全管理上の問題等があるというところで、避難場所としての利用にとどめています。

（先進）事例を市町に紹介しまして、津波避難タワーが住民の皆さんに親しまれ、身近な存在となるように、平時における利活用を促進していきたいと考えています。

災害に備える 「事前復興」 市町の計画策定 後押しせよ

東豊の質問

来年、（三重県でも）津波災害警戒区域が指定されることで、県内の様々な地域で実際に大規模地震や津波に被災した後の復興、あるいはその備えとしての事前復興に対する関心が高まると私は予想しています。平時からあらかじめ復興計画のたたき台をつくっておくことで、被災後の市町復興計画の策定が迅速に行うことができると思います。

県としてもこの機会を捉えて、市町の事前復興に向けた取り組みをしっかりと今までの以上に支援していくことが大事だと考えます。都市の復興を計画対象とした都市計画なども整合を図り、自治体ごとの復興計画を事前に定める事前復興まちづくり計画の策定などに国からの補助など一定の支援が得ら

れます。その制度の枠組みは基本的には都市計画区域が対象となつていますが、こうした制度の活用を進めるには都市計画区域を指定していない地域への啓発が有意義であると考えるところです。

南海トラフ地震への備えが進んでいる静岡県では、多くの自治体が事前復興まちづくり計画を策定しているところですが、三重県内では策定している市町はまだないと聞いています。県内市町の事前復興まちづくり計画の策定を促進していくべきと考えます。

佐竹元宏 県土整備部理事の答弁

被災市町では、被災者支援や応急復旧対応に追われることが想定されるため、被災した後に速やかに復興計画が策定できますよう、事前に復興後のまちの将来像を描いておく事前復興まちづくり計画の策定が重要と考えております。

そのため、県とみえ防災・減災センターでは、市町職員が事前復興まちづくり計画の策定に取り組む際に必要となるノウハウの習得を支援するため、発災後の復興手順や被害想定を踏まえた計画づくりを学ぶ復興事前準備研修を実施しております。

このような取り組みを進め

ることで、市町における復興事前準備の機運が高まること

が事前復興まちづくり計画策定につながっていくと考えています。

現時点では、県内市町において事前復興まちづくり計画を策定するまでには至っていませんが、引き続き市町に対して事前復興まちづくり計画策定に向けたノウハウの習得の支援や計画の必要性を啓発することで、早期策定を働きかけてまいります。

南海トラフ地震に備えて、計画づくりを進めている先進的自治体を研究しまして、市町が事前復興まちづくり計画を策定するために市町への協力・支援をより一層行つてまいりたいと考えております。

東豊の質問

これまででも取り組んできましたが、やっぱり市町に向向いて事前復興計画についての説明会や、関係課と事前に意見交換のできる場を積極的につくっていただきたいと思

います。

能登半島と三重県の地理的類似点

能登半島	三重県
	
能登半島を形成 日本海に面す	紀伊半島の一部 太平洋に面す

出典：国土地理院ウェブサイト 全国ランドサットモザイク画像を加工して作成

した人口推計によりますと、能登半島地震で大きな被害を受けた輪島市や珠洲市など6市町の令和6年の1年間の人口減少は前年の2倍ペースであったことが明らかになって

います。

県民の安全の確保に加え、被災後の復興の観点からも津波等の大規模な被害が想定される地域では、高台集団移転、高台への防災集団移転促進事業の検討が進められるのではないかと想定されるんです。

佐竹元宏

県土整備部理事の答弁

国

の防災集団移転促進事業では、規模の要件が以前は10戸だったんですが、5戸に緩和されました。防潮堤整備を行いつつ、5戸以上の小規模かつ段階的な移転が可能にな

りました。

また、東日本の復興から岩手県大船渡市で取り組まれた差し込み型集団移転などの支援制度へと拡充されているところ

です。

大規模に造成をして集団で移転すると、コミュニティがそのまま保たれるというメリットもあるのですが、それは時間もかかるし、費用も投資もかかるというこ

とで、差し込み型では、既存の空いている土地に1戸ずつ差し込んでいくという移

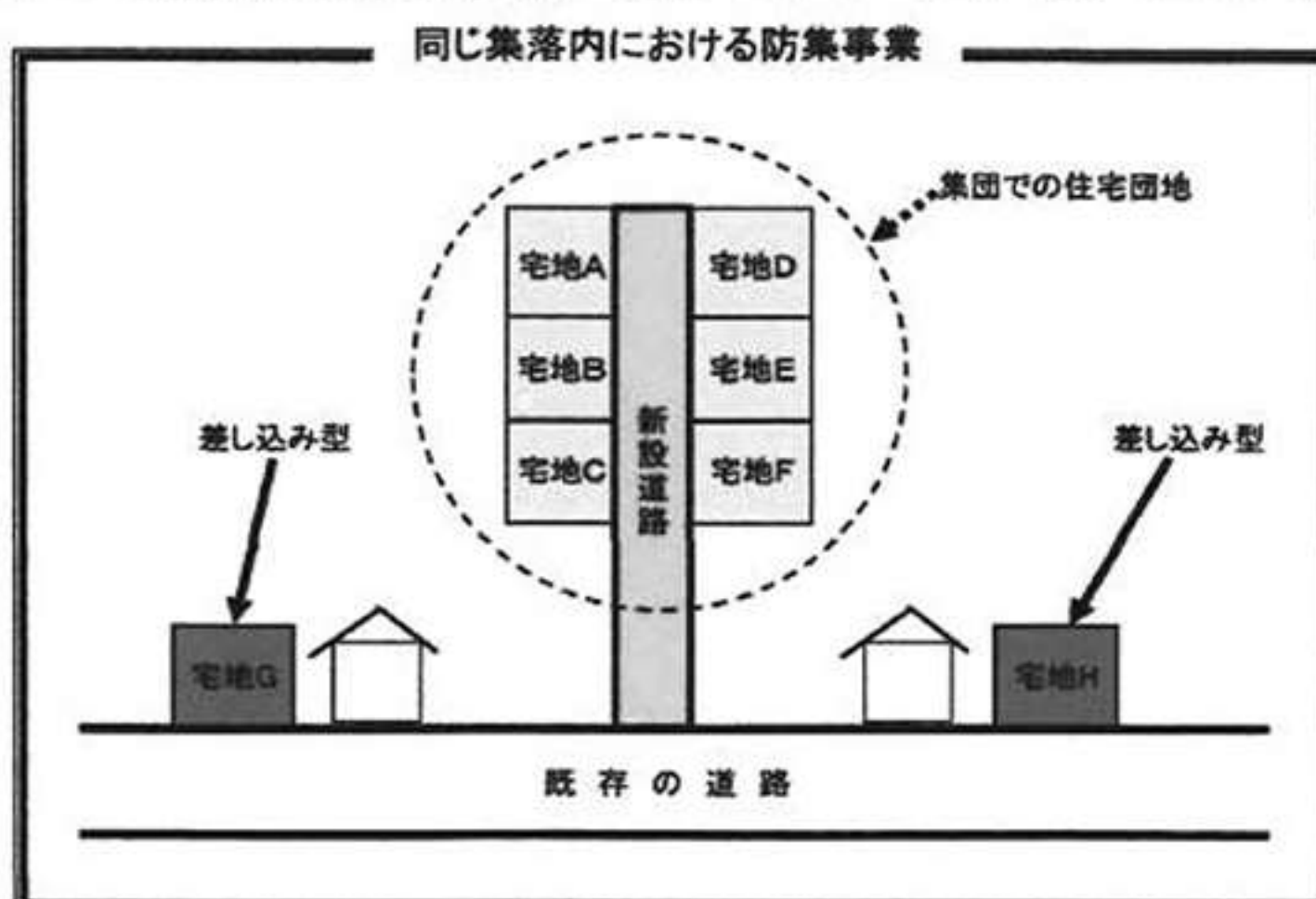
転の形式でございます。

○「差し込み型」とは

大船渡市では既存集落の空き区画に小規模に住宅を差し込むように防災移転を行うことを「差し込み型」と呼んでおり、このような防災集団移転促進事業が多く

○「差し込み型」の防災集団移転促進事業が行われた経緯

大船渡市は典型的なリアス海岸に面しているため、平坦な土地が少なく大規模な移転を進めるのは困難であった。一方、津波を免れた安全な既存集落の空いた土地への小規模な移転であれば、住宅地の造成費や水道・道路といったインフラ施設の整備費が抑制され、経済効率が高い住宅団地の整備が可能と考えたことから、平成23年11月、国に要望、許可をもらい、併せて防集事業の移転戸数が10戸から5戸以上として要件を緩和され、実施に至った。



「差し込み型」の防災集団移転促進事業のイメージ 出典：岩手県 大船渡市役所

○メリット

・山を切り開いて整備する大規模造成を行わないため、工事のスピード化やコミュニティの維持、大規模な投資を抑えることができる。

○デメリット

・小規模であっても地形条件によっては切土や擁壁工事が必要となるため、1宅地あたりの工事費が高くなる事例もある。
・小さく小分けして分散的な高台移転になるため被災した集落をそのまま移転するという結果には至らない事例もある。

集団移転促進事業が活用でき

ます。

この事業は、自然災害発生した地域、または災害のおそれのある区域において、地域が一体となつて居住に適当でない地域から住居の集団移転を促進することを目的とし

て、市町等に対して事業費の一部を補助するもので、補助率が4分の3となっており、

市町の財政負担が少ないもの

となつております。

また、移転先となる住宅団

地の要件が10戸から5戸に規

模が緩和され、また既存集

落や市街地の空き地の活用も

可能となる差し込み型など小

規模かつ柔軟な移転が可能と

なるよう、制度の拡充が図ら

れておるところです。

県では、これら国の支援制

度につきまして、情報提供・周知を行っているところであります。また、市町から事業に対する問合せや個別相談に對しまして国に確認を行うなど、情報収集に努める制度の説明や助言を行っています。

全国の先進事例を参考にしまして、制度の効果的な活用について研究するなどとして、引き続き市町の実情に合わせ防災集団移転事業が活用できますよう支援してまいりたいと考えております。

東豊の要望

錦の津波タワーは26年前に造りました。造ってほしい、必要だということで作ったわけですが、現在では階段を上れないという人がおられるんですね。20年たつとまちの様子が変わってきました。

一緒に逃げようよと、高台まで逃げようよと言ってもなかなかついてきていただけない方のために、高台10メートル以上、15メートルぐらいまでのところに差し込み移転できれば、その仕組みをぜひつくってほしい。人口減少になつていく地域にとつて本当に最後のとりでかもしれないのです。事前に集団移転をさせていくという促しですね。これはあくまでも市町が決めることでありますし、地域住民の意向を尊重すべきだと考えます。

住み続けたい地域づくり 市町に寄り添う人口減対策を

Building Livable Communities: Supporting Local Governments in Addressing Population Decline

東豊の質問

令和5年に策定した人口減少対策方針では、社会減対策の取り組み方針として人口減少の状況は県内市町によつて異なるということがございます。市町や地域の市民に意見を聴き、課題やニーズを把握する中で、地域の特性、実情に応じた対策を行つていくことが必要と記されています。

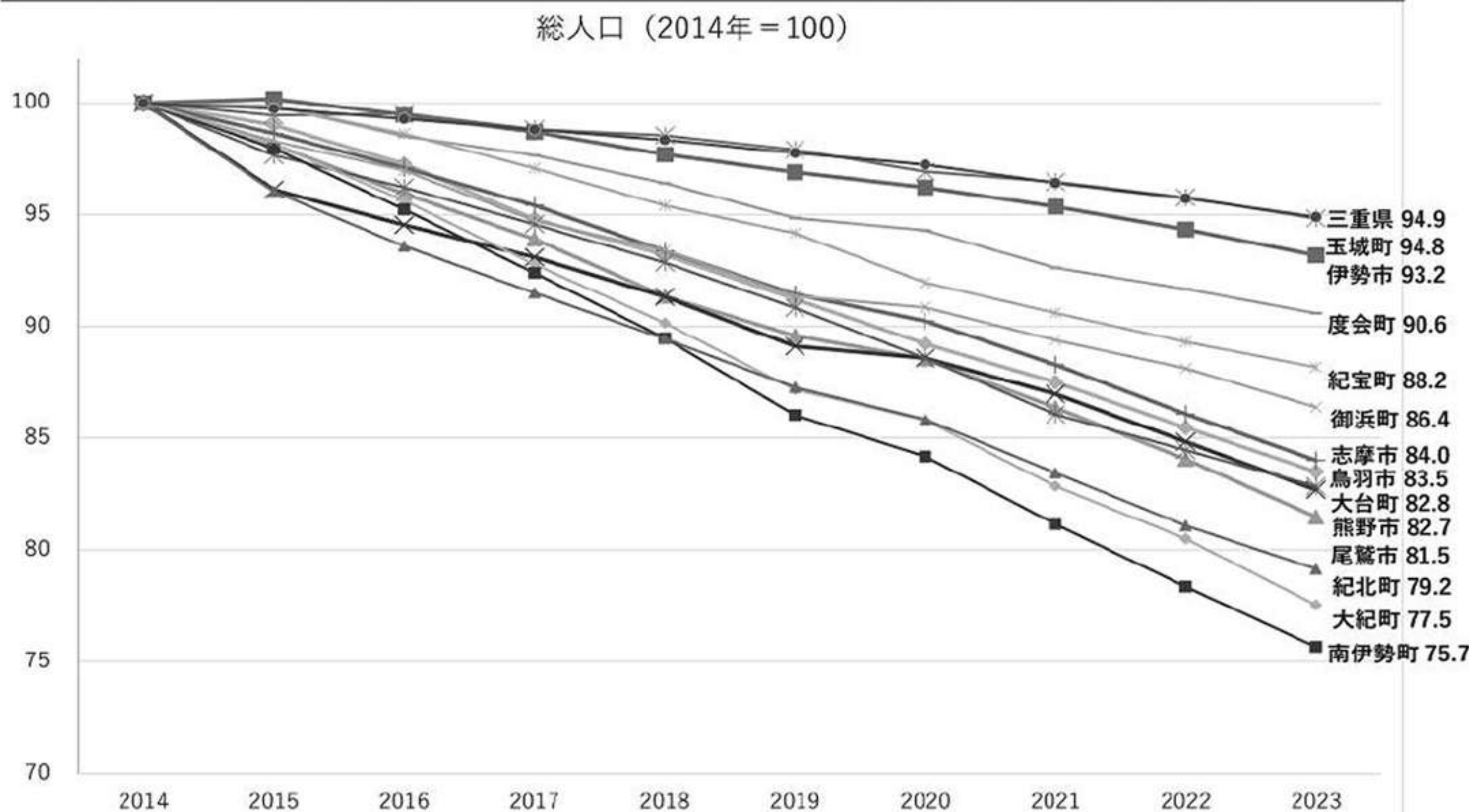
市町ごとの対策が当然必要ですが、さらに市町に寄り添った取り組みを進めることが求められると考えますが、その取り組み状況をお尋ねします。

小見山幸弘

政策企画部長の答弁

令和4年10月から令和5年9月にかけての人口動態においては、全ての市町で死亡者数が出生者

人口減少の現状～市町別人口(2014年を100とした場合)～



人口減少の現状 出典：三重県ホームページ

数を上回る自然減の状態となつております。一方で、北勢地域と中勢地域では社会増となつており、地域により人口減少の状況は異なつていく状況でございます。

こうした中、令和6年度は60回以上の市町への個別訪問を重ね、それぞれの市町が抱える課題や重点的な取り組みについて意見交換をしてまいりました。

東紀州地域では、人口減少下における持続可能な地域に向けた対策として、関係人口づくりの仕組みづくりに連携して取り組むことなどについて、市町から意見や提案をいただいたところでございます。

今後も引き続き、各市町の声をしっかりと聞かせていただくとともに、地域の特性に応じた具体的なテーマについて議論を深め、課題解決に向けた取り組みを進めてまいります。

若者定住対策 問う

東豊の質問

県内でも特に人口減少や若者の流出が著しい南部地域において、将来的に地域活力の維持が困難となるのが懸念されています。生まれ育った地域に住み続けたい思いがあ

るものの、日常生活の不便さや地域の課題からますます地域を離れる住民もいらつしやいます。南部地域の活力を向上させていくためには、若者をはじめ地域の人々が住み続けたいと思える地域づくりを進めるとともに、地域外の人たちが南部地域に一層の魅力を感じ、地域外から活力を呼び込むことが必要です。

南部地域振興局では、若者の定住にどのような施策を行つているのかお尋ねします。

佐波育地域連携・交通部南部地域振興局長の答弁

三重県人口減少対策方針に基づき、定住やUターンの促進に向けた取り組みを実施しています。

具体的には、地域への愛着・誇りの醸成に向けて、地域外の大学生等を対象に、地域の課題解決を目的とした長期フィールドワークや、南部地域で働くことや暮らすことの魅力を体感してもらうバスツアーを実施しています。

地域産業の活力向上に向けて副業や兼業など多様で柔軟な働き方を創出するため、今年度、スポットワークの利用促進に向けた調査を実施しているところであり、来年度はそれを踏まえて実証事業につなげていきたいと考えております。

東豊の質問

県内でも特に人口減少が激しい南部地域において課題を解決しようとした場合に、県はよりきめ細かく市町に寄り添う必要があると思います。地域住民の方々に寄り添いながらやる必要があると思います。

県と市町との関係性、つまり役割分担をどのように考えているのですか。

長崎 慎和
地域連携・交通部長の答弁

県では、県と市町の共管組織として設置しました県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組みなどを生かし、あらゆる段階で市町と一緒に、なつて協議の場づくりとか、地域づくりに向けた取り組みを進めているところでございます。

県と全ての市町の関係課の職員で構成します検討の場を設けておりま

して、全県的に取り組むべき課題、例えば人口減少下における持続可能な地域づくりといったテーマで情報交換、意見交換を行っており、それぞれの地域に適した取り組み



について検討する機会となっております。

また、県の地域防災総合事務所・地域活性化局ごとに管内の市町と一緒に地域の課題を共有したり、対応策についての検討を行って取り組みにつなげております。

人口減少が著しい南部地域におきましては、南部地域活性化推進協議会を設置しまして、課長レベルの会議に加えて、課長レベルの会議に加えて企画担当者などで構成する会議を定期的に開催しております。

人口減少が進む中で、地域の活力を維持していくためには、今後一層市町に寄り添いながら地域づくりを進めていくということが必要であると考えております。

県と市町の連携による取り組みをより丁寧に進めると、それから市町長との面談など様々な機会を通じまして、相互の信頼関係を醸成し、協力できる関係を築いてまいります。

地域機関に権限と予算を
知事「顔の見える関係に」

Empowering Local Offices with Authority and Budget: Governor Calls for Closer Local Ties

東豊の質問

地域の課題解決に向けて的確に対応していくためには、市町や地域により近い地域機関の役割が非常に大きいと考えます。現状の県庁の組織体制では、市町や地域が直接本庁と業務を進めることが多く、その結果、地域機関と地域とのつながりが希薄になっているという現実もござい

ます。例えば、私で言うと、紀北活性化局でありますけれども、地域機関にもっと権限と予算を持たせたり、市町や地域住民の声を聴く体制づくりを進めたりするなど、地域機関が地域の課題解決に向けて主体的に取り組むことができ

るようにする必要があります。地域機関がより身近に市町や地域住民とコミュニケーションが取れるような存在となるためには、予算とともに一緒に働かないとできていけないと思います。それが地域機関の役割だと私は思います。

見直しも含めて、これから地域機関の在り方について知事の御所見を賜りたいと思います。

一見勝之知事の答弁

だんだん時代が変わってくると、各市町と本庁との間が近くなってきました。かつては、三重県内69の市町村がありました。それが平成18年には29市町、今の市町の形になっています。

69あったときには（市町にとつて）本庁はちよつと遠いというか、まず地方組織に話を

をして、それから本庁に話をするということがあったと思

うんですけど、今は直接やっていますし、言いやすくなる

ということです。もう一つは交通

ですね。道路ができますと各市町から県庁に行きやすくなるということもあって、その距離が縮まる。そうすると、間にあ

て重要です。

そこは議員もおっしゃったように、地域に寄り添って顔の見える関係を構築し

て、本庁に対して本庁が分

からんことを提案していく、それをやらんとあかんというふうに思っ

ております。

今、副知事からも話をし

てもらっているんですけども、各地方局、あるいは南部振興局もそうですけれども、市町に出向いていって話を

する、待っているんじゃないかと、そういうやり方をしても

らいたいと思っています。

案件は地域ごとに人口減少や災害の対応、交通など、そ

れぞれ違うものがありますので、そういった関係をこれか

らも強固にしていってもらいたいと思っ

り調査が有効で、つまり口コミは非常に大事だと思

生川 哲也 観光部長の答弁

県では、従来から官公庁が公表しております宿泊統計などのデータ分析をしておりますが、それに加えて今年度はスマートフォン

の位置情報に基づく人流データも把握しながら、三重県に

来る前後にはどこを訪問して

いたかといった情報も収集すること

としておりますし、認知度であるとか情報収集手段、本

県を旅行先に選んだ理由やきっかけといった情報もアンケートで調査することとして

インバウンド
動向調査について

東豊の質問

訪日外国人につきましてですが、オンラインでニーズを把握するというのも大事。でも、旅行されているときに、直接インタビューして聞き取



インバウンド対応で干物の試食風景

小児・周産期医療体制強化推進事業（令和7年度）

周産期母子医療センターや小児医療機関の運営を支援するとともに、周産期死亡率のさらなる改善に向け、周産期医療に係るネットワーク体制の構築や多職種連携のための研修会等を開催し、安心して産み育てることができる環境づくりを推進する事業です。（※1、※3）

また、地域において安心して出産できる体制を確保するため、分娩取扱施設が少ない地域において、分娩室、病室および宿泊施設等の施設整備・医療機器等の設備整備を実施する分娩取扱施設や、産科医の受入支援に取組む市町を支援します。（※2）

● 当初予算分 予算額 297,660千円

<予算内訳>

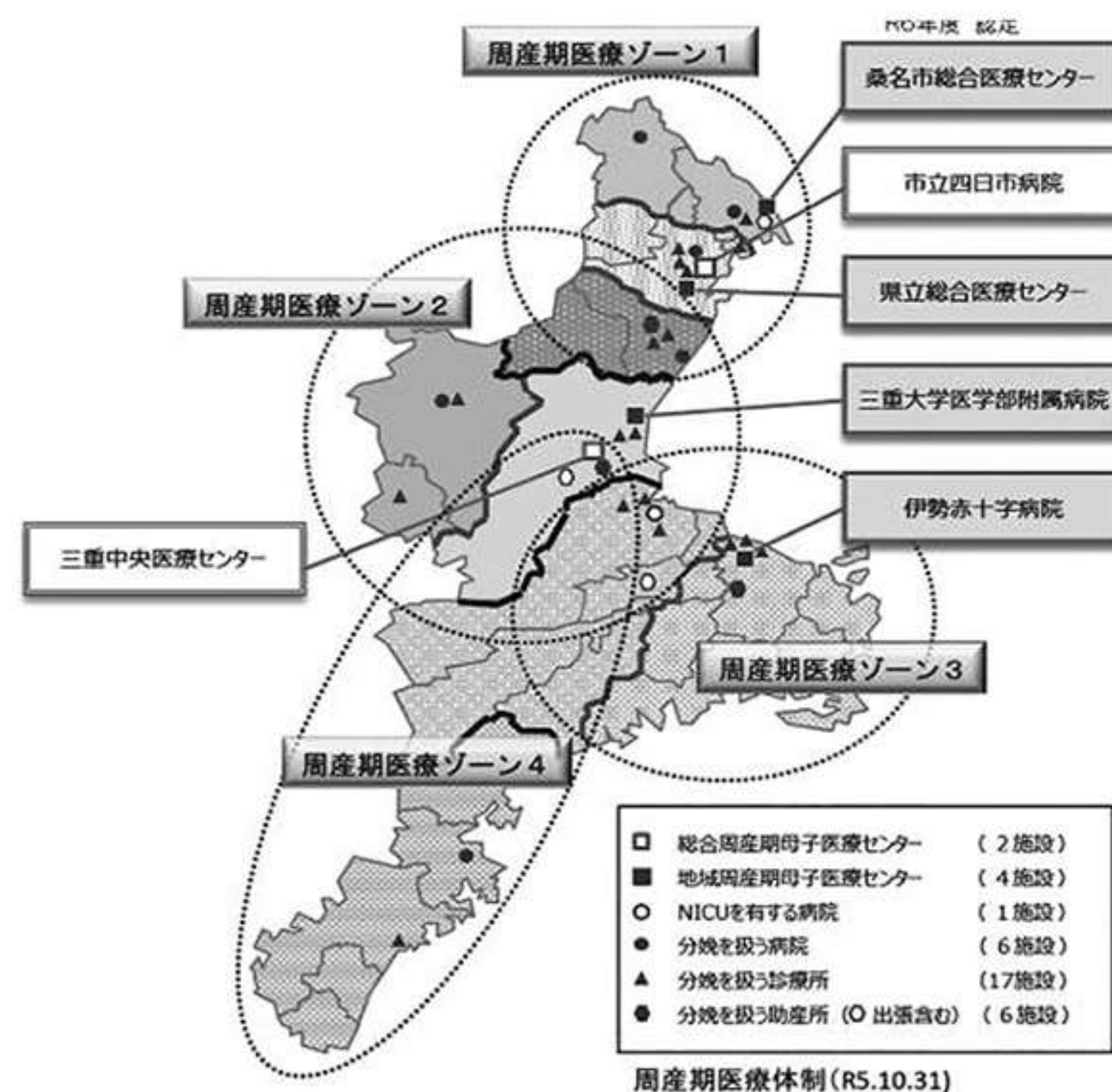
- ・周産期医療システム構築事業 215,372千円（※1）
- ・少子化対策周産期医療支援事業 58,628千円（※2）
- ・小児医療体制強化推進事業 23,660千円（※3）

安全で安心な周産期体制を確保するため、分娩施設が少ない地域に所在する施設への支援（※1）や、産科施設における外来診療や産後ケアに要する施設、設備整備への支援（※2）を行うとともに、分娩取扱数が減少している施設への支援（※3）を行う。

● 6月補正予算分 補正予算額 91,823千円

<予算内訳>

- ・地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設） 22,800千円
★全額東紀州地域へ配分予定（※1）
- ・地域連携周産期支援事業（産科施設） 27,523千円（※2）
- ・分娩取扱施設支援事業 41,500千円（※3）



三重県の周産期医療圏 出典：三重県「第8次医療計画」

子どもの居場所づくり、フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援事業（令和7年度）

不登校児童生徒が増加しており、多様な学びの場や子どもの居場所づくりが求められている中、フリースクールはその一翼を担っており、三重県ではフリースクールに関する利用料の一部補助や施設に対する補助を進めています。

● 子どもの居場所支援事業

15,132千円（セミナー：132千円、補助金：15,000千円）

子どもの居場所運営者、市町、社会福祉協議会等を対象として、中高生世代の居場所づくりの必要性についてのセミナーを開催するとともに、県教育委員会が不登校児童生徒の支援を行っていること等を現地確認したフリースクール等民間施設のうち、子どもの居場所に資すると認められる活動を実施している運営団体に対し、運営経費の1/3以内の額を補助します。（補助上限額600千円）

※県教育委員会が不登校児童生徒の支援を行っていること等を現地確認したフリースクール等民間施設のうち、子どもの居場所に資すると認められる活動を実施している運営団体に対し、運営経費の1/3以内の額を補助します。（補助上限額600千円）

● 不登校対策事業 予算額 4,860千円（R7年度当初予算）

<補助額>利用料の1/2（児童生徒1人につき、1か月15,000円を上限）

<その他>フリースクール利用補助はR6年度から実施

R7年度から支援対象を拡大（県外利用も可、当該年度に活動実績が認められるフリースクールも対象）

※不登校対策事業の中にはフリースクール以外にも様々な不登校支援事業がパッケージ化されています。全体予算は87,222千円



不登校児童生徒の支援を行う
三重県のフリースクール等民間施設一覧
（令和7年4月現在）23カ所